

路外駐車場の設置及び届出の手引き



平成25年8月

燕 市

～ 目 次 ～

I. 路外駐車場について	1
1 路外駐車場とは	1
2 路外駐車場に関する法律等	1
3 路外駐車場の届出制	1
II. 駐車場法	3
1 構造及び設備について技術基準に適合しなければならない駐車場	3
2 駐車場法に基づく届出	3
3 路外駐車場の構造及び設備についての技術基準	6
・ 路外駐車場設置届チェック表	12
・ 路外駐車場設置（変更）届出書	14
・ 路外駐車場休止届出書	16
・ 路外駐車場再開届出書	17
・ 路外駐車場廃止届出書	18
・ 路外駐車場管理規程チェック表	19
・ 路外駐車場管理規程（変更）届出書	20
・ 駐車場管理規程（例）	21
III. バリアフリー新法	26
1 バリアフリー新法の対象となる駐車場	26
2 バリアフリー新法に基づく届出	26
3 路外駐車場移動等円滑化基準	26
・ 移動等円滑化チェック表	28
・ 路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面	29
IV. 新潟県福祉のまちづくり条例	26
1 新潟県福祉のまちづくり条例の対象となる駐車場	30
2 新潟県福祉のまちづくり条例に基づく手続き	30
3 整備の基本的考え方	30
4 事前協議等の手続図	30

I. 路外駐車場について

1 路外駐車場とは

道路の路面外に設置される自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含む。以下同じ。）の駐車のための施設であって、不特定多数の人が利用できる一般公共の用に供する駐車場をいいます。〔駐車場法第2条第2項〕

したがって、月極駐車場や社員駐車場等は路外駐車場に該当しません。

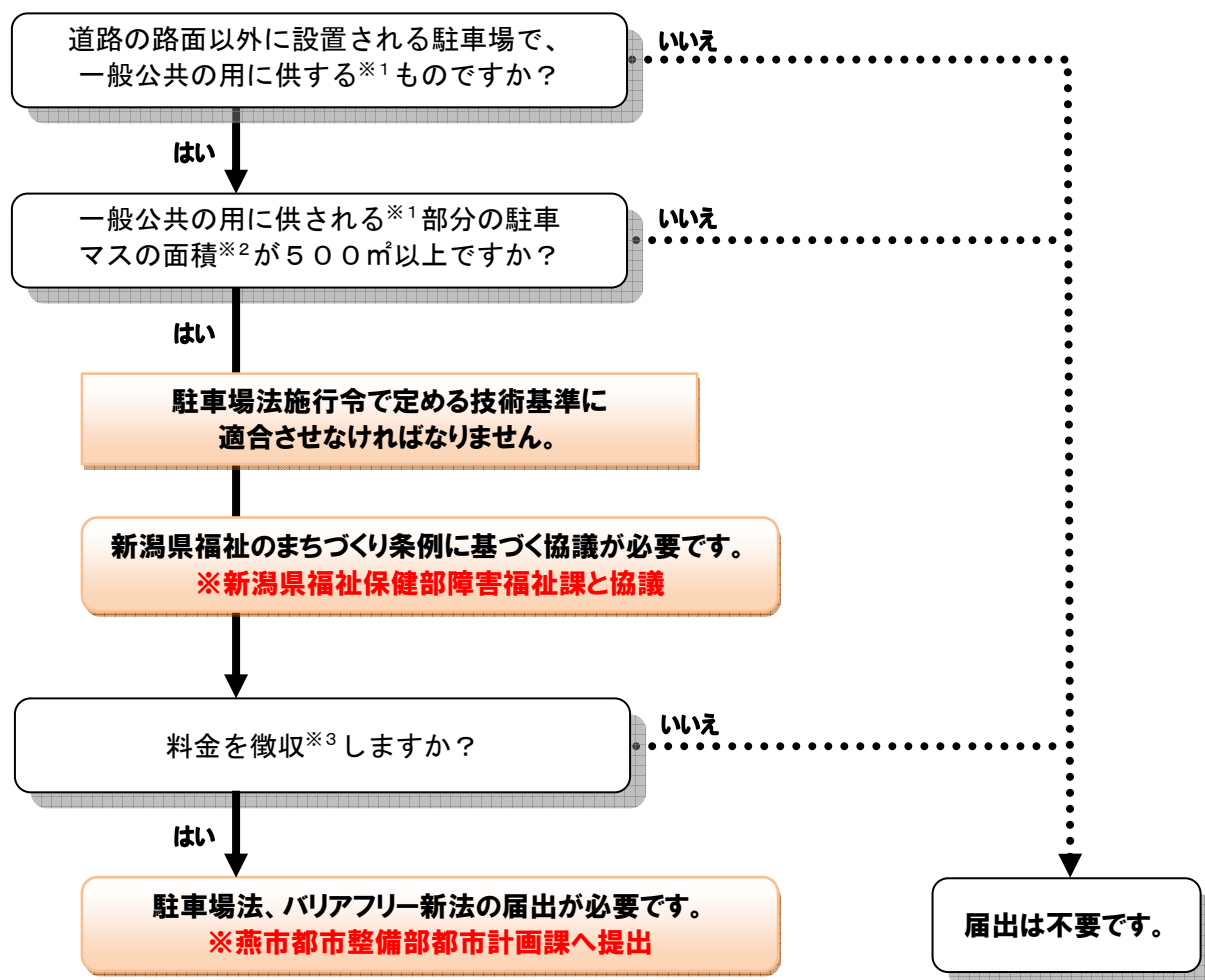
2 路外駐車場に関する法律等

路外駐車場に関する法律としては、「駐車場法（昭和32年法律第106号）」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）（平成18年法律第91号）」があり、それぞれ駐車場を設置する場合の技術基準と届出義務が規定されています。また、新潟県においても「新潟県福祉のまちづくり条例」（平成7年条例11号）が制定されており、整備基準と事前協議が規定されています。

3 路外駐車場の届出制度

「駐車場法」、「バリアフリー新法」、「新潟県福祉のまちづくり条例」に基づく路外駐車場の届出の考え方は、下記フローのとおりです。

【路外駐車場届出フロー図】



【解 説】

※1 「一般公共の用に供されるもの」とは

駐車場を利用する人が特定の人に限定されず、一般の人が自由に利用できることを言います。

次の例のように、利用者が限定されている場合は「一般公共の用に供される」駐車場には該当しません。

－例－

- ・ 建築物に併設され、その建築物の関係者など特定の者の専用利用とし、それ以外の者（部外者・一般者の利用を認めない駐車場）。
- ・ 月極契約など、契約者の駐車スペースを固定した定期契約者のみが利用する駐車場。ただし、同一の駐車場において、時間制の駐車マス（コインパーキング等）と専用利用駐車マス（月極契約等）の部分が併設されている場合は、時間制の駐車マスの部分について「一般の用に供されるもの」として扱います。

※2 駐車マスの面積について

特殊装置（いわゆる機械式）を用いる場合における面積の算定にあたっては、駐車のために供する部分に該当する車箱（ゲージ）パレット（トレイ）などの面積の算定が容易なものについては、その面積によるものとし、その算定が困難なものについては小型自動車または軽自動車（児童二輪車を除く）のみの駐車のために供する特殊装置については自動車1台あたり12㎡、普通自動車（大型バス、トラック等を除く）の駐車のために供することができる特殊装置については自動車1台あたり15㎡とみなして算定します。〔駐車場法施行令第15条の認定基準について（通知）（昭和43年10月16日建設省都市局長通達）〕

※3 「料金を徴収するもの」とは

時間単位や1日単位で料金を徴収するもののほか、以下のように提携する商店等の特約も料金を徴収する駐車場として取り扱います。

－特約の例－

- ・ レシートチェックを行い、レシートの無いもの、または規定時間超過分について料金を別途支払うもの。
- ・ 一定時間無料の後料金を徴収するもの。
- ・ 駐車場の直接の利用者以外が相当の料金を支払うもの（商店を利用した人に駐車券を発行し、その駐車券に相当する額を商店が支払うものなど）。
- ・ 管理料等の名目で費用を徴収するもの等。

Ⅱ. 駐車場法

1 構造及び設備について技術基準に適合しなければならない駐車場

路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上あるものは、駐車場法施行令その他関係法令の規定で定める技術基準によらなければなりません。〔駐車場法第11条〕

- ① 駐車の用に供する部分の面積とは、車路等を除いた駐車の用のみに供する部分の面積。
- ② 特殊装置（エレベーター等の機械式）を用いる駐車場は、普通自動車（大型のバス、トラックを除く）用 15 ㎡/台、小型自動車用 12 ㎡/台とみなして算定します。

2 駐車場法に基づく届出

（1）路外駐車場設置（変更）の届出

都市計画区域内（一部地域を除く燕市のほぼ全域が都市計画区域に指定されています）における路外駐車場で、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上で駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路外 駐車場管理者」という。）は、あらかじめ規定に基づく内容を市長に届出なければなりません。また、届出た内容を変更しようとするときも、届出が必要です。〔法第12条〕

※商業施設や病院等の駐車場であっても、有料のもの（一定時間は無料であるが、超過時間等で料金を徴収するものを含む。）は届出が必要な場合があります。

（2）路外駐車場管理規程（変更）の届出

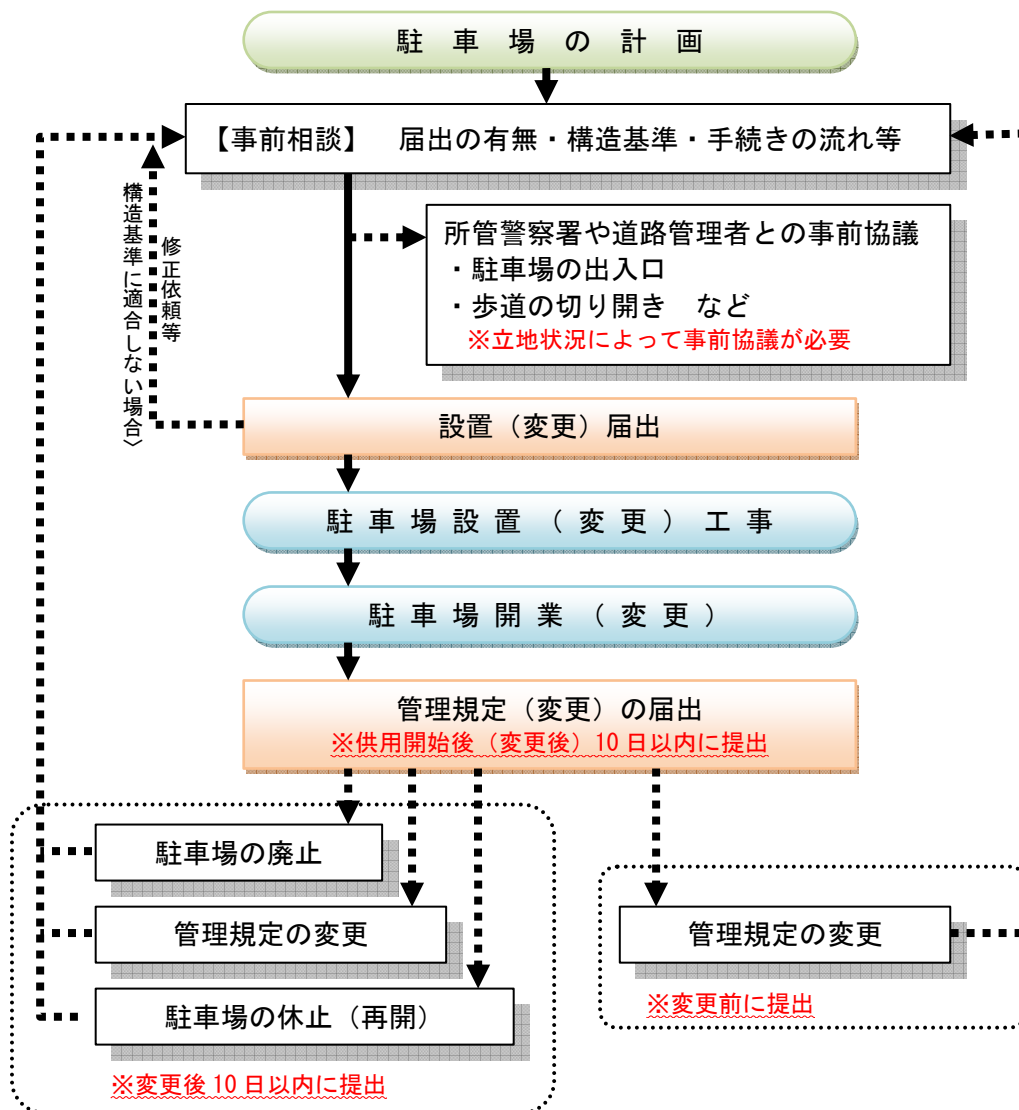
路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめ管理規程を定め、供用開始後10日以内に市長へ届出なければなりません。また、管理規程に定めた事項を変更したときも、10日以内に届出が必要です。〔法第13条〕

（3）路外駐車場休止等の届出

路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、10日以内に市長へ届出なければなりません。休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を開始したときも、届出が必要です。〔法第14条〕

（4）路外駐車場設置（変更）届出の手続き

- ① 路外駐車場の設置（変更）を計画したときは、都市整備部都市計画課と技術基準・提出書類等について協議してください。
- ② 協議終了後、工事着工までに路外駐車場設置（変更）届出書を2部提出してください。内容を審査後、受領印を押し1部返却します。〔法第12条〕
- ③ 工事完了後、連絡してください。立入検査を行います。〔法第18条〕
- ④ 技術基準等に適合していない場合は、是正命令を行うことがあります。〔法第19条〕
- ⑤ 是正命令箇所を改修後、供用を開始してください。
- ⑥ 共用開始後10日以内に路外駐車場管理規程（変更）届出書を2部提出してください。受理印を押し1部返却します。〔法第13条〕
- ⑦ 上記②～⑥の届出や命令に従わなかった場合、罰則規定があります。



（５） 路外駐車場設置等に関する必要書類

路外駐車場の設置、変更、廃止、休止、再開などを行う場合、下記の書類を２部（正副）提出してください。

	必要書類	添付書類	届出時期	備 考
1	路外駐車場設置（変更）届出書	別表 1	工事着工前	
2	路外駐車場管理規程（変更）届出書	別表 2	供用開始・変更後 10 日以内	
3	路外駐車場廃止届出書	別表 3	廃止後 10 日以内	駐車場の全部又は一部を廃止したことにより、届出の要件に該当しなくなったときに提出してください。
4	路外駐車場休止届出書	別表 3	休止後 10 日以内	駐車場の改修等で営業を休止するときに提出してください。
5	路外駐車場再開届出書	別表 3	再開後 10 日以内	休止していた駐車場の営業を再開するときに提出してください。

※ 書類はA4縦で作成してください。

別表 1

添 付 書 類		
1	路外駐車場設置届チェック表	
2	地形図（案内図） 縮尺 1/10,000 以上	
3	平面図 縮尺 1/200 以上（以下の事項を表示したもの） （１）駐車場の区域 （２）駐車場の出口及び入口、自動車の車路その他の主要施設（建築物の内部にあるものを除く） （３）駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第 7 条第 1 項に規定する道路の部分及び橋	
4	建築物である場合	各階平面図 縮尺 1/200 以上
		2 面以上の立面図、断面図 縮尺 1/200 以上
		屈曲部、傾斜部の詳細図 縮尺 1/200 以上
		換気風量、照明の照度分布が分かるもの
5	機械式駐車装置の場合	大臣認定書の写し
		仕様図又は全体組立図

※ 変更の場合は、変更しようとする事項に係る図面のみ添付してください。

別表 2

添 付 書 類	
1	路外駐車場管理規程チェック表
2	管理規程の写し
3	供用時間及び駐車料金の表示箇所の写真等

別表 3

添 付 書 類	
1	地形図（案内図） 縮尺 1/10,000 以上
2	平面図 縮尺 1/200 以上 （１）駐車場の区域を表示（休止の場合は、休止する部分も表示してください。）

3 路外駐車場の構造及び設備についての技術基準（駐車場法施行令）

路外駐車場で、一般公共の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上のものの構造及び設備は、建築基準法その他法令の規定の適用がある場合においては、それらの法令の規定によるものとされ、その他次に掲げる技術的基準を満足していなければなりません。（法第11条）

料金を徴収しない駐車場でも、面積が500㎡以上であれば構造及び設備の技術的基準に適合させなければなりません。

（1）駐車場の出入口を設置できない部分（施行令第7条第1項第1号）[図-1参照]

① 道路交通法44条に掲げる部分

- ・ 交差点、横断歩道、自転車横断帯、軌道敷地内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、又はトンネル（㊦）
- ・ 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分（㊦）
- ・ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後5m以内の部分（㊦）
- ・ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後10m以内の部分（㊦）
- ・ 乗合自動車の停留所又はトロリーバスの停留場を表示する標示柱又は標示板の位置から10m以内の部分（運行時間中に限る。）（㊦）
- ・ 踏切前後の側端からそれぞれ前後10m以内の部分（㊦）

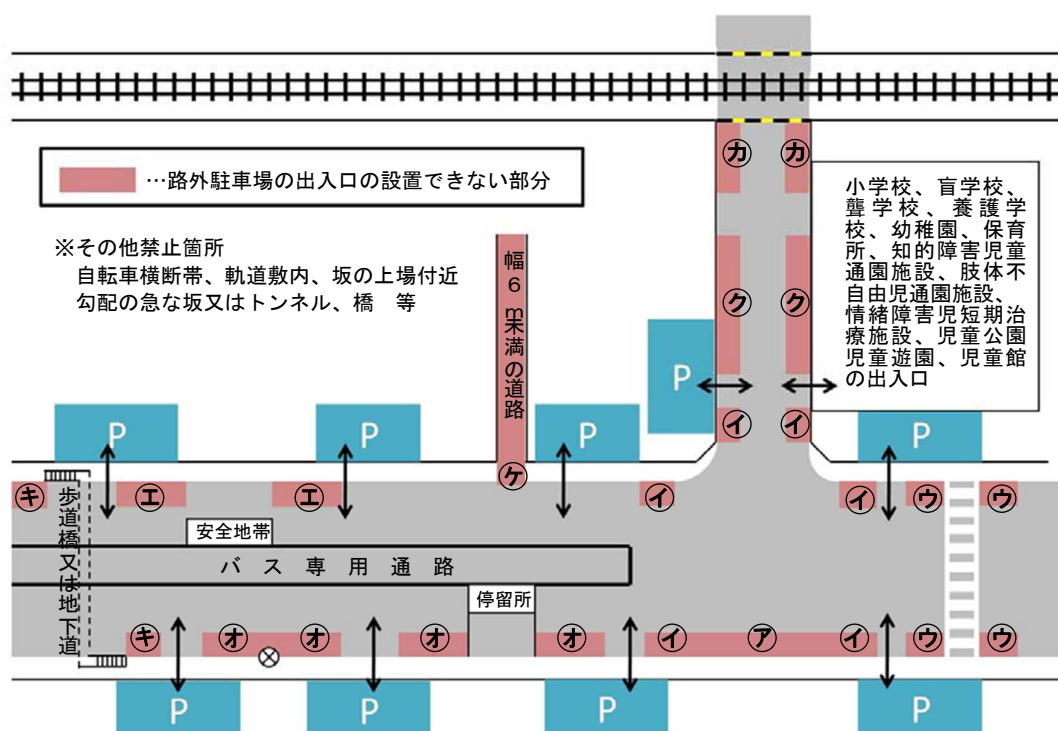
② 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路の部分（㊦）

③ 小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む。）（㊦）

④ 橋、幅員が6m未満の道路又は縦断勾配が10%を越える道路（㊦）

■駐車場の出入口の禁止位置図

[図-1]



(2) 出入口の安全（施行令第7条第1項第2号～5号）

- ① 全面道路が2以上ある場合、自動車交通の支障の少ない道路に設けなければなりません。

[図-2参照]

ただし、歩行者の通行に著しい支所を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときはこの限りではありません。

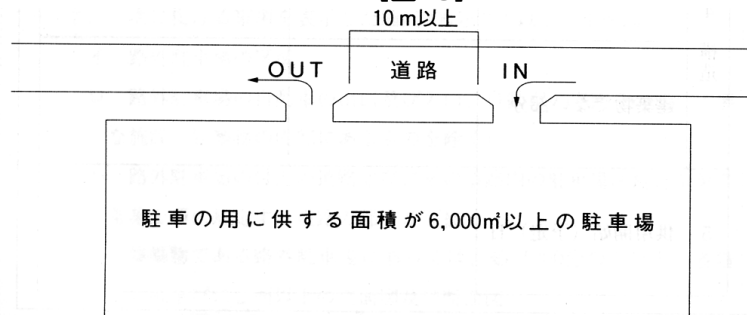
[図-2]



- ② 駐車の用に供する面積が6,000㎡以上の場合、縁石線又はさくその他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分類されている場合を除き、自動車の出入口を分離し、かつ、これらの間隔を道路に沿って10m以上としなければなりません。[図-3参照]

※自動車の出入口が設置される道路が中央分離帯によって、物理的に往復の方向別に分離されている場合は、出口と入口との間隔を10m未満とすることも可能。

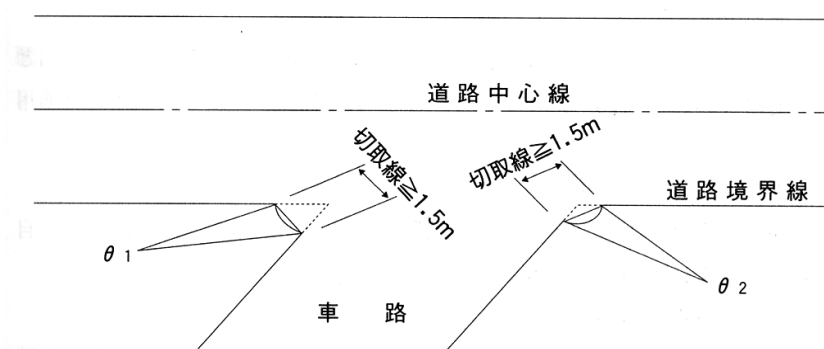
[図-3]



- ③ 必要に応じ隅切りを取らなければならない。この場合、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、隅切り長は1.5m以上としなければなりません。[図-4参照]

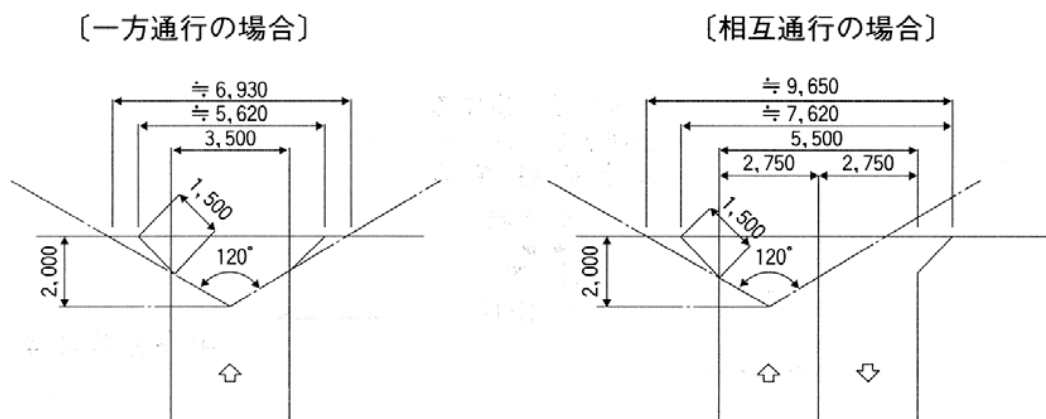
また、車路は当然のことながら前面道路に直角に設置することが望ましいです。

[図-4]

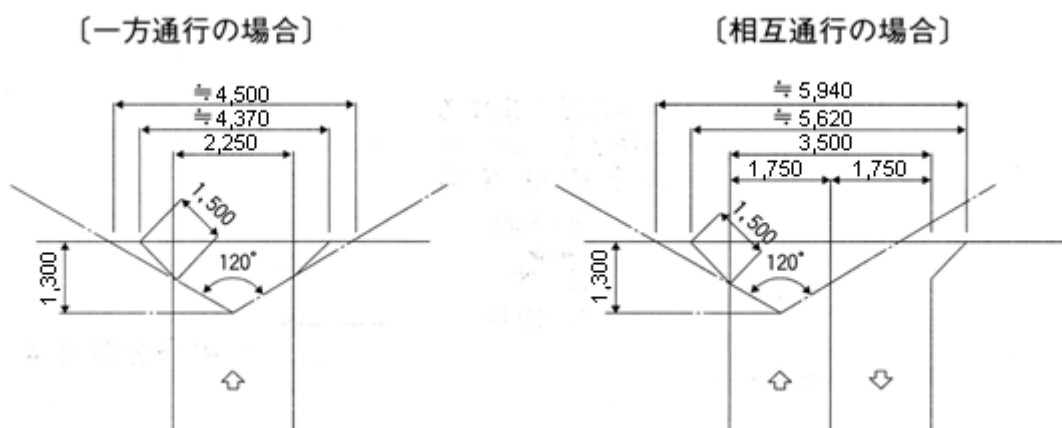


- ④ 出口から2m（自動二輪車専用駐車場にあっては1.3m）後退した車路中心線上1.4mの高さの位置で道路中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上の範囲内の通行人を確認できなければなりません。[図-5参照]

[図-5]



(自動二輪車専用駐車場)



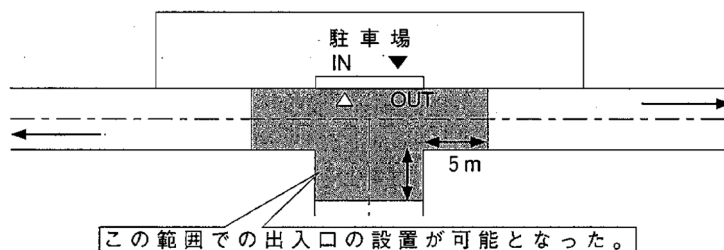
(3) 国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能な個所（施行令第7条第2項）

通常、交差点の側溝又はそこから5m以内の道路の部分、トンネル、橋については出入口を設置することができませんが、道路の円滑かつ安全な交通に支障がないと国土交通大臣が認めたものに限り駐車場の出入口を設けることができます。[図-6参照]

※ 具体的にはいかなる場合に「道路の円滑かつ安全な交通に支障がない」と認められるかは、現地の交通状況や交差点形状に応じて、関係する道路管理者、都道府県公安委員会との協議又は意見聴取を経て個別具体的に判断されることとなります。

なお、この国土交通大臣の認定手続きは、各地方整備局に委任されています。

[図-6]



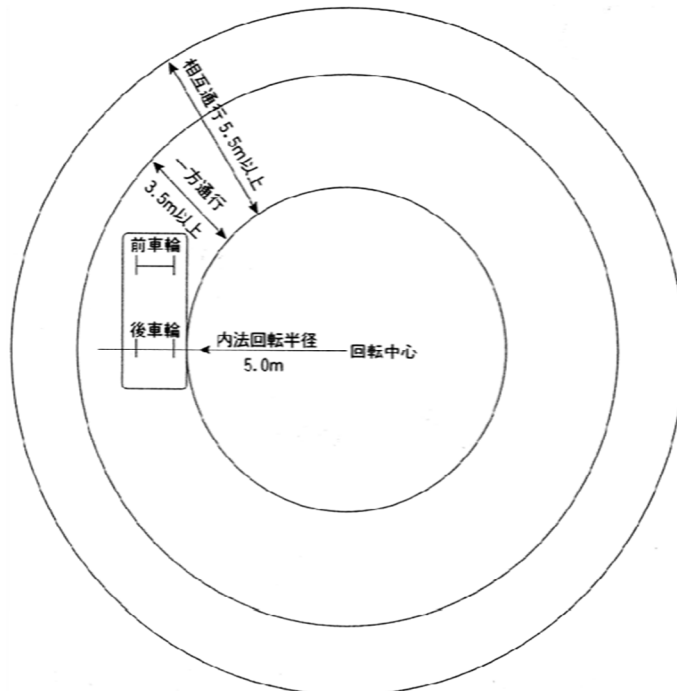
(4) 車路（施行令第8条第1項第2号）

- ① 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分2.75m（自動二輪車専用駐車場にあっては、1.75m）以上
- ② 一方通行の自動車の車路又はその部分（上記の部分を除く。）3.5m（自動二輪車専用駐車場にあっては、2.25m）以上
- ③ その他の自動車の車路又はその部分5.5m（自動二輪車専用駐車場にあっては、3.5m）以上

(5) 建築物である駐車場の車路（施行令第8条第1項第3号）[図-7参照]

- ① はり下の高さは2.3m以上であること
- ② 屈曲部は、自動車が5m以上の内法半径（自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあっては、特定自動二輪車が3m以上の内法半径）で回転できること
- ③ 傾斜部の勾配は17%を超えないこと
- ④ 傾斜部の路面は滑りにくい材料で仕上げる

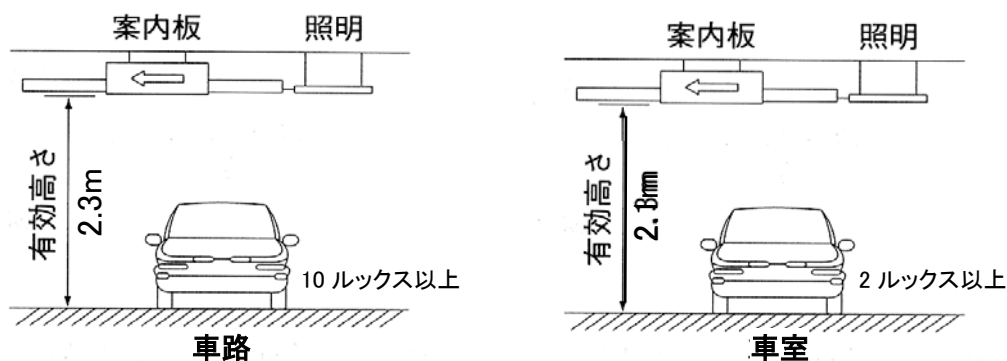
[図-7]



(6) 駐車の用に供する部分の高さ（施行令第9条）

はり下の高さ2.1m以上でなければなりません。[図-8参照]

[図-8]



(7) 避難階段（施行令第10条）

直接地上への出入口のある階以外の階に車室を設ける場合、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する非難階段を設けなければなりません。

(8) 防火区域（施行令第11条）

火災の危険のある施設（給油所等）を附置する場合、耐火構造（建築基準法2条7号に規定する耐火構造）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第112条1項に規定する特定防火設備）で区画しなければなりません。

(9) 換気装置（施行令第12条）

建築物である路外駐車場には、その内部の空気を1時間に10回以上直接外気と交換できる換気装置を設けなければなりません。ただし、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の1/10以上であるものについては、この限りではありません。（自然喚起）[図-9参照]

対象となる面積については車室及び車路等も含みます。

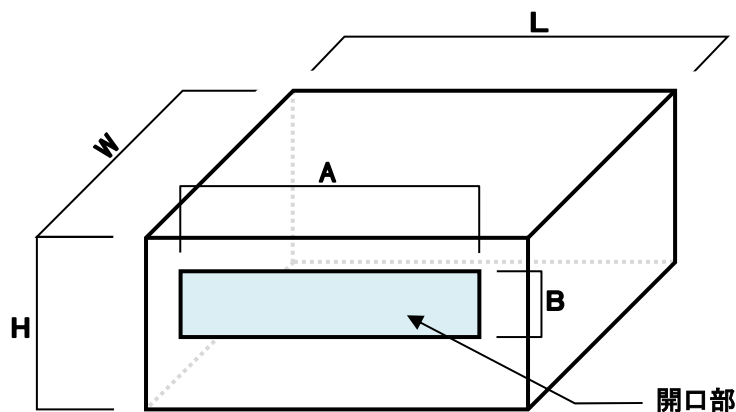
地下駐車場の場合は、さらに「地価駐車場排気ガス障害予防対策要綱」並びに労基準法施行規則第18条及び労働安全衛生規則第577条に基づく構造及び設備上の制限が定められています。

[図-9]

換気能力は下記の値以上とする必要がある。

機械換気の場合：必要換気量 $V \geq 10 \times H \times W \times L$

自然換気の場合：開口部の面積 $A \times B \geq (W \times L) / 10$



(10) 照明装置（第13条）

建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければなりません。

- ① 車路面10ルクス以上
- ② 車室の床面で、2ルクス以上

(11) 警報装置（第14条）

建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければなりません。

(12) 特殊装置（第15条）

国土交通大臣が認める特殊な装置に該当するものは、この上記の構造及び規定の基準によらないことができます。

① 特殊装置の分類

- (1) 特殊装置が施行令第9条の駐車マスの部分に該当するものは、垂直循環方式（メリーゴーランド）、水平循環方式、多層循環方式及び二段方式によるもの。
- (2) 特殊装置が施行令第8条の車路に該当するものは、自動車用エレベーター及び方向転換

装置（ターンテーブル）によるもの。

(3) 特殊装置が施行令第9条の駐車マスと施行令第8条の車路との組合せであるものは、エレベーター方式、エレベータースライド方式及び平面往復方式によるもの。

② 対象とする自動車

道路運送車両法(施工規則別表第1)に定める普通自動車（大型バス、トラック等を除く）、小型自動車又は軽自動車（二輪車を除く）です。

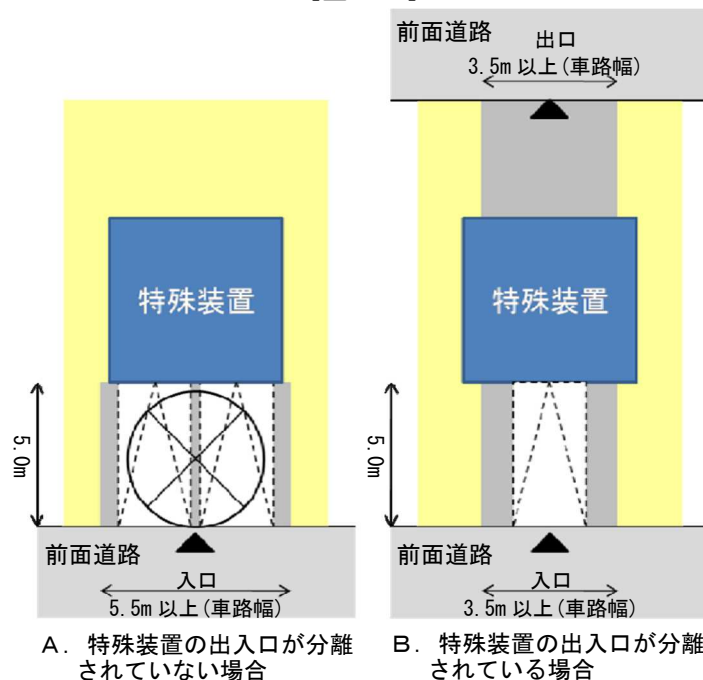
③ 特殊装置の面積の算定方法

特殊装置の駐車マスの部分の面積の算定に当たっては、道路運送車両法で規定された小型自動車又は軽自動車のための駐車のために供する特殊装置の場合、自動車1台あたり12㎡とみなし、普通自動車（大型バス、トラック等を除く。）の駐車のために供することができる特殊装置については、自動車1台あたり15㎡とみなして算定します。

④ 特殊装置の前面空地

施行令第15条の認定基準に基づいて、「円滑かつ安全に走行する車路」として特殊装置（二段方式を除く）と道路の間に、当該特殊装置に収容可能な自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる車路に相当する空地を設けなければなりません。ただし、通り抜けのように特殊装置の出口と入口とが分離された構造の場合には、入口側にのみ、当該装置に収容可能な自動車1台分に相当する空地を設ける必要があります。（「駐車場法施行令第15条の認定基準について（通知）」（昭和43年10月16日建設省都市局長通達））[図-10参照]

[図-10]



<参考様式>

- ・路外駐車場設置届チェック表（様式1）
- ・路外駐車場設置（変更）届出書（様式2）
- ・路外駐車場休止届出書（様式3）
- ・路外駐車場再開届出書（様式4）
- ・路外駐車場廃止届出書（様式5）
- ・路外駐車場管理規定チェック表（様式6）
- ・路外駐車場管理規定（変更）届出書（様式7）
- ・駐車場管理規定（例）（様式8）

路外駐車場設置届チェック表

駐 車 場 の 名 称	
駐 車 形 態	機械式・自走式・平面・その他（ ） ※該当事項を○で囲む
リ ス ト 作 成 者	電話

※チェック欄は適合している場合は○を記入

届 出 書		チ ェ ッ ク	審 査	備 考
全ての路外駐車場	1 路外駐車場設置（変更）届出書			変更の届出に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面とする
	2 路外駐車場設置届チェック表			
	3 地形図（案内図）1/10000以上			
	4 区域を表示した縮尺200分の1の平面図			
	5 自動車の出入口、車路、その他主要な施設（建築内部を除く）を表示しているか			
	6 付近の道路、施行令第7条1項に規定する道路の部分、橋を表示しているか			
建築物である場合	5 各階平面図 縮尺200分の1以上			
	6 2面以上の立面図、断面図 縮尺200分の1以上			
	7 屈曲部、傾斜部の詳細図 縮尺200分の1以上			
特殊の装置を使用する場合	8 大臣の認定書の写し			
	9 仕様書、組立図等			

技 術 基 準		チ ェ ッ ク	審 査	備 考
施行令第7条1項（出入口を設置できない部分）	1 交差点、横断歩道、自転車横断帯、軌道敷地内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、又はトンネルに設けてないか			道路交通法44条に掲げる部分
	2 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内でないか			
	3 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後5m以内でないか			
	4 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後10m以内でないか			
	5 乗合自動車の停留所又はトロリーバスの停留場を表示する標示柱又は標示板の位置から10m以内でないか			
	6 踏切前後の側端からそれぞれ前後10m以内でないか			
	7 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路でないか			出入口に接してさく付きのある歩道を有する道路、縁石線等で車線を分離され、かつ歩道付の道路場合は、後段を除く
	8 小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内、当該出入口の反対側及びその左右20m以内でないか			
	9 陸橋の下、橋でないか（国土交通大臣が認めたものを除く）			
	10 接続する道路の幅員が6m以上か（ m）			
	11 接続する道路の横断勾配が10%以下か（ %）			

施行令第7条2 ～7項 (出入口の安全)	1	2以上の全面道路がある場合、自動車交通の支障の少ない道路に出入口を設けているか			
	2	駐車場の用に供する面積が6,000㎡以上の場合、自動車の出入口を分離し、かつ、これらの間隔を道路に沿って10m以上としているか(縁石線又はさくその他これらに類する工作物により自動車の出入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分類されている場合を除く)			
	3	1.5mの隔切りを設けているか(必要な場合)			
	4	出口から2m(自動二輪車専用駐車場にあっては1.3m)後退した車路中心線上1.4mの高さの位置で道路中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上見通せるか			図面に記入
施行令第8条2項 (車路)	1	一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分2.75m(自動二輪車専用駐車場にあっては、3.5m)以上あるか			図面に寸法を記入
	2	一方通行の自動車の車路又はその部分(上記の部分を除く。)3.5m(自動二輪車専用駐車場にあっては、2.25m)以上あるか			
	3	その他の自動車の車路又はその部分5.5m(自動二輪車専用駐車場にあっては、3.5m)以上あるか			
建築物である 路外駐車場	施行令第8条3項 (建築物である駐車場の車路)	1	はり下の高さ2.3m以上あるか (m)		
		2	屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。)は、自動車が5m(自動二輪車専用駐車場にあっては3m)以上の内のり半径で回転できるか		
		3	傾斜部の勾配は17%以下か (%)		
		4	傾斜部の路面は滑りにくい材料であるか		図面に材質等記入
	施行令第9条 (駐車の用に供する部分の高さ)	1	はり下の高さ2.1m以上ある (m)		図面に寸法を記入
	施行令第10条 (避難階段)	1	直接地上への出入口のある階以外の階に車室を設ける場合、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する非難階段が設置されているか		
	施行令第11条 (防火区画)	1	火災の危険のある施設(給油所等)を附置する場合、耐火構造(建築基準法2条7号に規定する耐火構造)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令112条1項に規定する特定防火設備で区画されているか		
	施行令第12条 (換気装置)	1	1時間に10回以上直接外気と交換できる換気装置、又は、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の1/10以上確保されているか		技術的基準を満たしていることを示すものを添付
	施行令第13条 (照明装置)	1	車路面10ルクス以上あるか		
		2	車室の床面で、2ルクス以上あるか		
	施行令第14条 (警報装置)	1	出入口について警報装置を設けているか		図面に位置等を記入
	施行令第15条 (特殊の装置)	1	国土交通大臣が認める特殊な装置に該当するものはないか		認定書(写)、仕様書、組立図等添付

路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

燕市長 あて

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1	路外駐車場の名称					
2	路外駐車場の位置					
3	イ	駐車場の区域の面積	㎡			
		ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	㎡			
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用	(駐車台数	㎡ 台)
				特定自動二輪車専用	(駐車台数	㎡ 台)
				四輪車及び特定自動二輪車 併用		㎡
					四輪車 駐車台数	台
					特定自動二輪車 駐車台数	台
				小計		㎡
		それ以外の部分	四輪車専用	(駐車台数	㎡ 台)	
			特定自動二輪車専用	(駐車台数	㎡ 台)	
			四輪車及び特定自動二輪車 併用		㎡	
				四輪車 駐車台数	台	
				特定自動二輪車 駐車台数	台	
			小計		㎡	
		車路等の面積 (B)		㎡		
		b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	(駐車台数
特定自動二輪車専用	(駐車台数				㎡ 台)	
四輪車及び特定自動二輪車併用					㎡	
	四輪車 駐車台数				台	
	特定自動二輪車 駐車台数				台	
小計					㎡	
それ以外の部分	四輪車専用		(駐車台数	㎡ 台)		
	特定自動二輪車専用		(駐車台数	㎡ 台)		
	四輪車及び特定自動二輪車併用			㎡		
			四輪車 駐車台数	台		
特定自動二輪車 駐車台数	台					
小計		㎡				
車路等の面積 (D)		㎡				

(様式2)

3	規 模	駐車場の用に供する部分の面積の合計 (A+C)	一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	(駐車台数	m ² 台)
				特定自動二輪車 専用	(駐車台数	m ² 台)
				四輪車及び特定 自動二輪車併用		m ²
					四輪車 駐車台数	台
				特定自動二輪車 駐車台数	台	
				小計	m ²	
			それ以外の部分	四輪車専用	(駐車台数	m ² 台)
				特定自動二輪 車専用	(駐車台数	m ² 台)
				四輪車及び特定 自動二輪車併用		m ²
					四輪車 駐車台数	台
				特定自動二輪車 駐車台数	台	
				小計	m ²	
4 構 造	イ 建築物である部分					
	ロ 建築物でない部分					
5 設 備	イ 特 殊 装 置	a 特殊装置の有無				
		b 特殊装置に係る 駐車場法施行令 第15条の規定に よる設定の概要	認 定 の 番 号			
			特殊の装置の名称等			
	ロ それ以外の設備					
6	付帯業務のための施設					
7	従業員概数					
8	供用開始（予定）日					

(注) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

備考

- 1 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 2 3のロの欄「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のために必要な施設の総面積について記載すること。
- 3 3のロのa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月極契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 4 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 5 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 6 4のロ欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
- 7 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 8 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による大臣認定番号を記載すること。
- 9 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 10 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 11 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

年 月 日

燕市長 あて

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

路外駐車場休止届出書

このことについて、下記のとおり休止したので、駐車場法第14条の規定により届け出ます。

記

1 駐車場の名称	
2 駐車場の位置	
3 休止の期間	自 平成 年 月 日から 至 平成 年 月 日まで
4 休止台数	全部 一部 (台)
5 休止の理由	

※ 正副2部提出してください。

(様式4)

年 月 日

燕市長 あて

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

路外駐車場再開届出書

このことについて、下記のとおり再開したので、駐車場法第14条の規定により届け出ます。

記

1 駐 車 場 の 名 称	
2 駐 車 場 の 位 置	
3 再開（予定）年月日	年 月 日
4 再 開 台 数	全部 一部（ 台）

※ 正副2部提出してください。

年 月 日

燕市長 あて

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

路外駐車場廃止届出書

このことについて、下記のとおり廃止したので、駐車場法第 14 条の規定により、次のように届け出ます。

記

1 駐 車 場 の 名 称	
2 駐 車 場 の 位 置	
3 廃 止 （ 予 定 ） 日	年 月 日
4 理 由	

※ 正副 2 部提出してください。

路外駐車場管理規程チェック表

駐車場の名称	
リスト作成者	電話

※チェック欄は適合している場合は○を記入

		チ ェ ッ ク	審 査	備 考
	1 路外駐車場管理規程（変更）届出書			
	2 路外駐車場管理規程チェック表			
法第13条2項 （管理規程）	1 駐車場の名称			
	2 駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）			
	3 供用時間に関する事項（休業日並びに1日における供用時間の開始、及び終了の時刻）			施行規則3条1項
	4 駐車料金に関する事項			
	5 路外駐車場の供用契約に関する事項（路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含んでいるか）			施行規則3条3項
	6 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車			施行規則4条
	7 路外駐車場において行う附帯業務			
施行令第17条 （供用時間等の明	8 路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示しているか			写真等添付

(様式 7)

路外駐車場管理規程（変更）届出書

年 月 日

燕市長 あて

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場法第 13 条の規定により、次のように届け出ます。

記

1 駐車場の名称	
2 駐車場の位置	
3 路外駐車場管理規程	別添のとおり
4 管理規程適用年月日	年 月 日
5 備考	

※ 管理規程を添付して、2 部提出してください。

※ 変更の場合は、備考欄に「変更内容」を記入してください。

駐車場管理規程（例）

1 名称及び所在地

名 称：***駐車場

所在地：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

2 駐車場管理者

(1) 所在地 〇〇県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号

(2) 名 称 ****駐車場株式会社

(3) 電 話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 (代表)

(4) 代表者 代表取締役社長 〇〇〇〇

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 利用（第7条―第13条）

第3章 駐車料金及び算定等（第14条―第17条）

第4章 引取りのない車両の措置（第18条―第21条）

第5章 保管責任及び損害賠償（第22条―第26条）

第6章 雑則（第27条―第28条）

第1章 総則

（通則）

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は、毎日〇〇時から〇〇時までとする。

（時間制利用の利用期間）

第4条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

（駐車できる車両）

第6条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪を含む。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて長さ〇. 〇m、幅〇. 〇m、高さ〇. 〇m及び重量〇 tを超えないものに限る。

第2章 利用

（駐車場の入出等）

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券の確認を受けた後入出庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

（駐車位置の変更）

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

（駐車場内の通行）

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

（1）徐行すること。

（2）追い越しをしないこと。

（3）自動二輪車の立ち乗りをしないこと。

（4）出庫する車両の通行を優先すること。

（5）警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

（6）標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

（遵守事項）

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

（1）所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。

（2）紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。

（3）他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。

（4）運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。

（5）場内において宿泊しないこと。

（6）車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。

（7）場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。

（8）軽自動車以外は、軽自動車用駐車位置に駐車しないこと。

（9）自動二輪車は、自動二輪車用駐車位置に駐車すること。

（10）車いす使用者等の係員が認めた車両以外は、車いす使用者用駐車位置に駐車しないこと。

（11）駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。

（12）場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。

（13）その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

（入庫拒否）

第11条 管理者は駐車場が満車である場合は受付を停止するほか次の場合には駐車を断り又は車両を退去させることができる。

（1）駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。

（2）引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。

（3）著しい騒音や臭気を発するとき。

（4）非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。

（5）その他駐車場の管理上支障があるとき。

（出庫拒否）

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
 - (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。
- (事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

時間区分	料金の額
普通時間 午前8時から午後11時まで	駐車時間 30分(30分未満は30分に切り上げる)につき 金 円
夜間時間 午後11時から翌日の午前8時まで	駐車時間 60分(60分未満は60分に切り上げる)につき 金 円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金における駐車時間)

第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 料金

種 類	有効時間	通用期間	料 金
全日定期駐車券	午前0時から午後12時まで	1ヵ月	円
昼間定期駐車券	午前8時から午後8時まで		円
夜間定期駐車券	午後6時から午前8時まで		円

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用して

はならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。

- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 時間制利用者（定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。）が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

(1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合

(2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合

(3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示

して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に戻還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第22条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。

- 2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(その他)

第27条 利用者は、新潟県生活環境等の保全に関する条例第124条に定めるとおり、排出ガス(大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第10項に規定する政令で定める物質をいう。以下同じ。)及び騒音の低減を図るため、自動車等の合理的な使用、必要な整備及び適正な運転に努めなければならない。

(この規程に定めない事項)

第28条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

Ⅲ. バリアフリー新法

1 バリアフリー新法の対象となる駐車場

路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上あり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの（建築物又はその敷地に設けられる駐車場を除く。以下「特定路外駐車場」という。）は、国土交通省令で定める構造、設備の技術基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合しなければなりません。〔法第11条〕

2 バリアフリー新法による届出

（1）特定路外駐車場設置（変更）の届出

路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければなりません。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により届出書に主務省令で定める書面を添付して届出ることができます。また、届け出た事項を変更しようとするときも、届出が必要です。〔法第12条〕

（2）特定路外駐車場設置等の手続き

- ① 特定路外駐車場の設置（変更）を計画したときは、都市整備部都市計画課と路外駐車場移動等円滑化基準・提出書類等について協議してください。
- ② 協議終了後、工事着工までに駐車場法第12条の届出書に主務省令で定める書類を添付して届出てください。〔法第12条〕
- ③ 届出の内容に疑義が生じた場合、報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査を行うことがあります。〔法第53条〕
- ④ 路外駐車場移動等円滑化基準に適合していない場合は、是正の命令を行うことがあります。〔法第12条第3項〕
- ⑤ 上記②～④の届出や命令に従わなかった場合、罰則規定があります。

（3）特定路外駐車場設置等に関する必要書類

特定路外駐車場の設置、変更を行う場合、下記の書類を2部提出してください。

	必要書類	添付書類	届出時期	備 考
1	路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面	別表4	工事着工前	駐車場法第12条の届出に添付する場合

※ 書類はA4縦で作成してください。

別表4

添 付 書 類	
1	路外駐車場移動円滑化基準チェック表
2	平面図 縮尺1/200以上（以下の事項を表示したもの） （1）路外駐車場車いす使用者用駐車施設 （2）路外駐車場移動等円滑化経路その他主要な施設 ※駐車場法第12条に基づく届出書の添付図面に表示してください。

※ 変更の場合は、変更しようとする事項に係る図面のみ添付してください。

3 路外駐車場移動等円滑化基準（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令）

（1）路外駐車場車いす使用者用駐車施設（第2条）

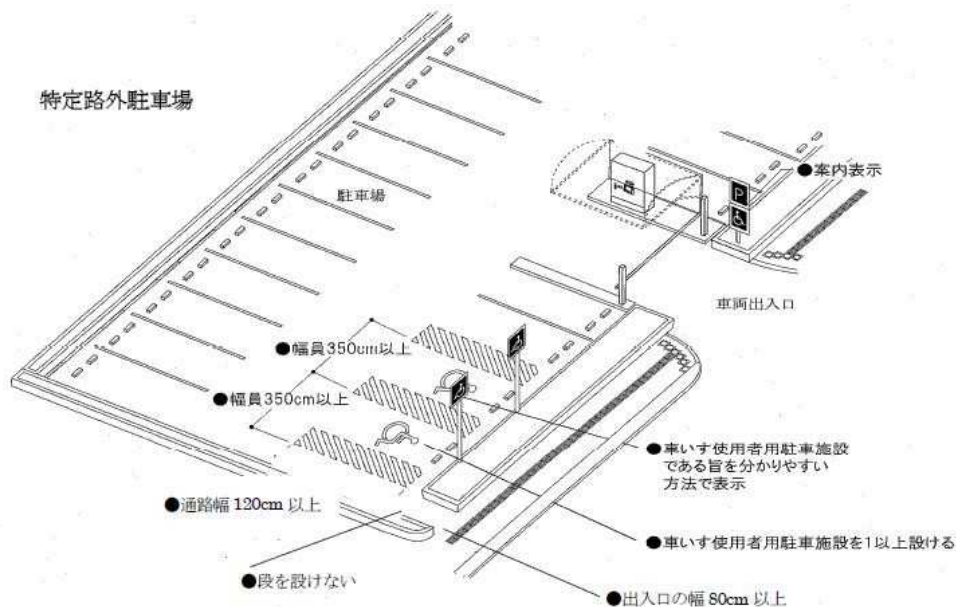
- ① 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる幅は、3.5m以上の駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。）を1以上設けなければならない。ただし、自動二輪車専用駐車場については、この限りでない。

- ② 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

(2) 路外駐車場移動等円滑化経路（第3条）[図-11 参照]

- ① 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にし、経路の長さができるだけ短くなる位置に設けなければならない。
- ② 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は80cm 以上、通路の幅は120cm 以上とし、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- ③ 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
- イ. 幅は、段に代わるものにあっては120cm 以上、段に併設するものにあっては90cm 以上とすること。
- ロ. 勾配は、1/12 超えないこと。ただし、高さが16cm 以下のものにあっては、1/8を超えないこと。
- ハ. 高さが75cm を超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）にあっては、高さ5cm 以内ごとに踏幅が150cm 以上の踊場を設けること。
- ニ. 勾配が1/12 を超え、又は高さが16cm を超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある分には、手すりを設けること。

[図-11]



(3) 特殊の装置（第4条）

特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前二条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、前二条の規定を適用しない。

<参考様式>

移動円滑化基準チェック表（様式9）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面（様式10）

路外駐車場移動等円滑化基準チェック表

駐 車 場 法 第 1 2 条 の 届 出 の 有 無	有 ・ 無
駐 車 場 の 名 称	
リ ス ト 作 成 者	電話

※チェック欄は適合している場合は○を記入

技 術 基 準		チ ェ ッ ク	審 査	備 考
法第 2 条 (特定路外駐車場)	1 駐車のために供する(駐車マス)部分の面積が 500 m ² 以上			
	2 一般不特定の方が利用できるか			
	3 料金を徴収するか			
	4 建築物又は建築物の敷地内に設ける駐車場でない			
施行規則第 7 条 (添付図面)	1 位置を表示した縮尺 10,000 分の 1 以上の地形図			駐車場法第 1 2 条の 届出に添付して届出 る場合は不要
	2 区域を表示した縮尺 200 分の 1 の平面図			
	3 路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他主要な施設を表示した縮尺 200 分の 1 の平面図			
省令第 2 条 (車いす使用者用駐車施設)	1 幅員が 350cm 以上である車いす使用者用駐車スペースを 1 台以上設置しているか			図面に場所、寸法を 記入
	2 車いす使用者用駐車スペースであることを表示しているか			
	3 車いす使用者用駐車スペースから道路、公園、広場その他の空地までを結ぶ経路で、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(移動円滑化経路)について、経路の長さをできるだけ短くなる位置に車いす使用者用駐車スペースを配置しているか			
省令第 3 条 (移動円滑化経路)	1 移動等円滑化経路を 1 以上設置しているか			図面に場所、寸法を 記入
	2 移動等円滑化経路上には傾斜路を併設する場合を除き、段を設けていない			
	3 移動等円滑化経路上の出入口の幅は 80cm 以上、通路の幅は 120cm 以上とし、通路は 50m 以内ごとに車いすの回転スペースを設置しているか			
	4 段に代わる傾斜路の幅は 120cm 以上、段に併設するものの幅は 90cm 以上となっているか			
	5 移動等円滑化経路の段に代わり、または段に併設する傾斜路は、勾配を 1/12 以下とし、高さが 16cm 以下の場合には 1/8 以下としているか			
	6 移動等円滑化経路の段に代わり、または段に併設する傾斜路は、高さが 75cm を超える場合(勾配が 1/20 以下の場合を除く。)は、高さが 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設置しているか			
	7 移動等円滑化経路の段に代わり、または段に併設する傾斜路は、勾配が 1/12 を超える傾斜路の部分、または高さが 16cm を超え、勾配が 1/20 を超える傾斜の部分には手すりを設置しているか			
省令第 4 条 (特殊の装置)	1 国土交通大臣が認定した特殊の装置があるか			省令第 2 条、第 3 条 を適用しない

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づき、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

移動円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車いす使用者用駐車施設			台
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置の名称等		

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

Ⅳ. 新潟県福祉のまちづくり条例（窓口：新潟県福祉保健部障害福祉課）

1 新潟県福祉のまちづくり条例の対象となる駐車場

特定公共的施設（施行規則第6条の規定により、駐車場法第2条第2項に規定する路外駐車場であって、建築物以外の駐車場は特定公共的施設と規定されています。）の設置又は変更をしようとする者は、規則で定める高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするための必要な基準（以下「整備基準」という。）を遵守しなければなりません。〔条例第11条〕

2 新潟県福祉のまちづくり条例に基づく手続き

（1） 特定公共的施設新築等（変更）協議の手続き

- ① 特定公共的施設（駐車場）の設置（変更）を計画したときは、整備項目・提出書類等について協議してください。
- ② 協議終了後、工事着工30日前までに特定公共的施設新築等（変更）協議書を2部提出してください。〔条例第15条、施行規則第7条〕
- ③ 新潟県福祉健康部障害福祉課で受付後、1部返却します。
- ④ 工事完了後、完了届出書を提出してください。

（2） 特定公共的施設新築等（変更）届出に関する必要書類

	必要書類	添付書類	届出時期	備考
1	特定公共的施設新築等（変更）協議書	別表1	新築等（変更）をしようとする日の30日前	

別表1

添 付 書 類	
1	整備項目表（路外駐車場）
2	付近見取図 方位、道路及び目標となる地物
3	平面図（以下の事項を表示したもの） （1）縮尺、方位 （2）敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、路外駐車場及びその出入口の位置 （3）敷地内の車路の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅 （4）路外駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設までの通路の位置及び幅（当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）

3 整備の基本的考え方（新潟県福祉のまちづくり条例施行規則）

建築物の駐車場と同様に、一般公共の様に供する駐車場にも障害を持つ人でも利用できる駐車スペースを確保し、駐車スペースから駐車場の出入口まで車いす使用者も通行できるよう整備を行います。

（1） 整備基準

イ 出入口

- ・幅は、80cm以上とする。
- ・出入口の前後には、高低差がないこと。

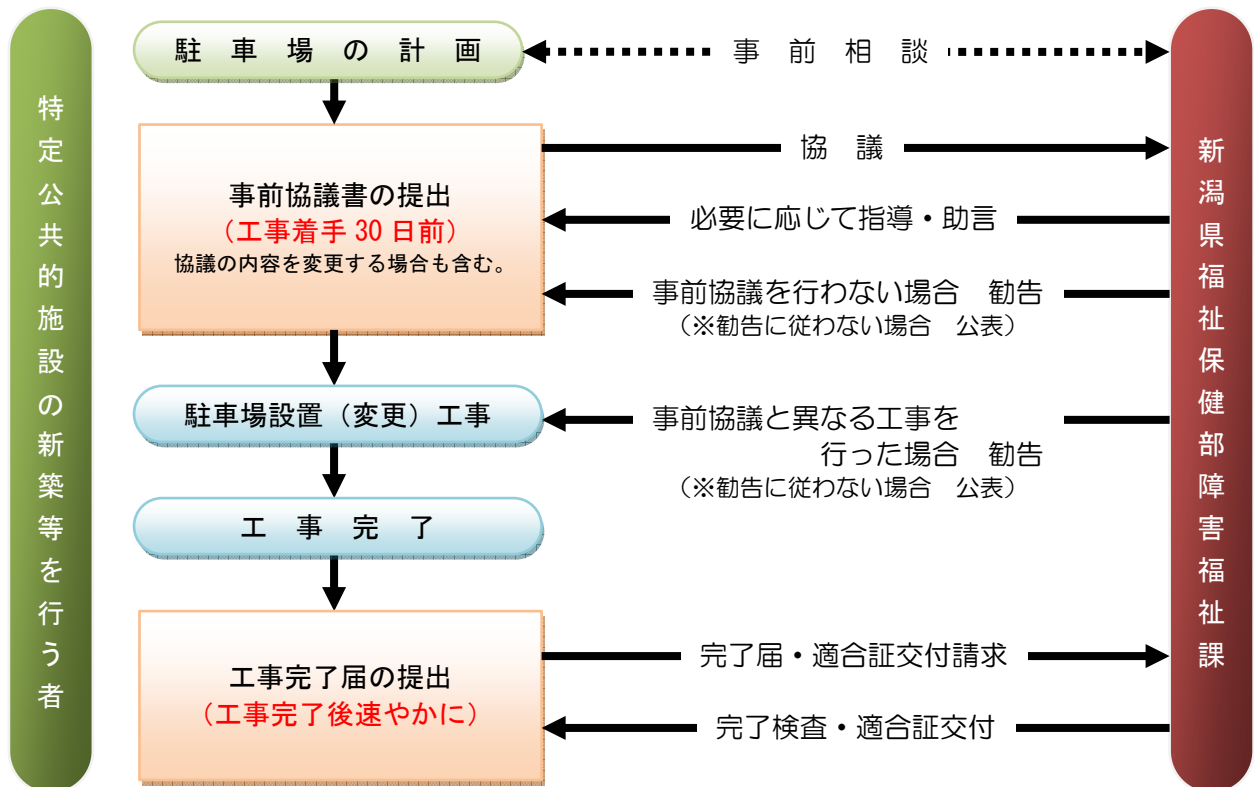
ロ 車いす使用者用駐車施設

- ・1以上設置する。
- ・幅は、350cm以上とする。
- ・整備基準に適合する車いす使用者用駐車施設の付近には、当該車いす使用者用駐車施設があることを表示する標識を設ける。
- ・出入口から車いす使用者用駐車場施設までの経路ができるだけ短くなる位置に設置する。

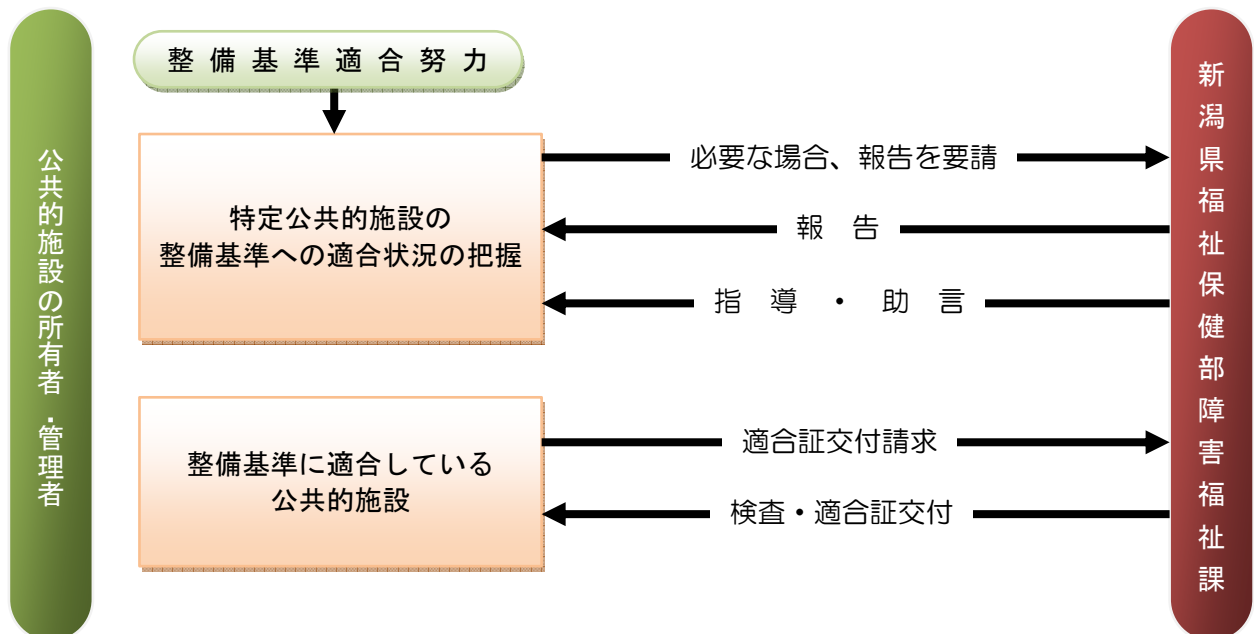
※ 新潟県福祉のまちづくり条例の詳細については、「新潟県福祉のまちづくり条例について」
（<http://www.pref.niigata.lg.jp/shougai/fukushi/f-jyourei.html>）をご覧ください。

4 事前協議等の手続図

(1) 特定公共的施設の新築等を行う場合



(2) 既存施設の場合





〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地
燕市役所 2階

燕市都市整備部都市計画課都市計画係
TEL (0256) 77-8263